

今月から危険有害な同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方、他社の労働者、資材搬入業者、警備員等）にも、保護具使用義務があることを周知しなければならなくなりました。



「ああホッとした。これで老後も安心！」「父の認知症が出る前にもっと早く手続きをしていたらよかった…」といった話を最近聞くようになりました。“任意後見制度”の事です。老人に限らず十分な判断能力がある内に
あらかじめ任意で後見人（家族や信頼できる人）に頼む（委任）事務の内容を公正証書にしておく制度です。「預貯金の出し入れ等の財産管理は家族に任せているので心配ない」と思っている後見人

でない限り家族でもできません。「本人の判断能力がない」と金融機関が判断すると銀行口座が凍結される事にも…。銀行だけでなく施設への入所契約、不動産の売却・建て替え等を本人に代わって契約する法定権限を持った人が後見人。公正証書の費用は3～4万円で任意後見人への報酬は0円でも構いません。また4年前の会社法改正で成年被後見人等の人が取締役等でもOKになりましたが、いったん退任し株主総会で再任決議をする必要があります。ご注意を！

頭も体も元気な内に任意後見人の選任で安心！



「トラック運送業者とドライバー（drv）の両者にとって2024年問題が重くのしかかっている。『働き方改革』への取り組み方を間違えば、drvの離職につながり、drv不足がさらに加速する状況にも…」とは日本物流学会理事・土井義史氏の解説です。（月間社労士 '23. 2月号）労働基準法の改正で①今月から月60時間超の時間外労働は割増賃金率が2倍の50%へ②来年4月からは時間外労働の上限規制の猶予がなくなり建設業同様すべて適用…という状況になります。

いわゆる“2024年問題”で、運送事業者の人件費はさらに増加し、drvにとっても「労働時間が減り給与が下がる」と成り手が減り貨物運送が滞る恐れがあります。また貨物だけでなく路線バスや観光バスの運転免許取得者の年齢層が20年前は30代が中心だったのに、今は50代が主体で高齢化しています。警察庁の統計では大型2種免許の保有者は70歳前後が多く20～30代はわずか4.7%！今後が心配ですね。

深刻化する貨物もバスもどうなる運送業界



当事務所では毎週金曜日の朝 9～10 時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。
下記は当事務所の発信専用電話です。当方に掛けられる場合は0977-23-5463（代表）へ
① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 ③ 070-5080-7611